

## 新競争促進プログラム2010

平成18年9月19日  
総務省

ブロードバンド化の進展、PSTN(回線交換網)からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、「新競争促進プログラム2010」として取りまとめた。

### 1. 本プログラムの目的

本プログラムは、電気通信分野において2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップであり、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」(06年9月)の具体的実施計画として位置づけられる。

具体的には、IP化の進展により市場構造の急速な変化が生じていることを踏まえ、端末からコンテンツ・アプリケーションに至る各レイヤー(事業領域)を念頭に置いたブロードバンド市場全体の包括的な競争ルールの見直しについて、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書(06年9月)を踏まえ、本プログラムを基に検討を進め、結論が得られたものから随時速やかに実施する。

### 2. 具体的施策

競争政策の展開に際しては公正競争の確保を基本とし、各事業者が自ら線路設備等のネットワークを構築する設備競争と、ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進するサービス競争の適正なバランスを図る。

また、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルの普及を念頭に置いた公正競争の確保に留意する。

## (1) 設備競争の促進

### (a) 線路敷設基盤の開放促進

NTT東西の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設するための環境を整備するため、光引込線に係る電柱添架手続の簡素化等を推進する。

具体的には、06年度中を目途に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(01年4月)を改正し、当該簡素化手続を本ガイドラインに盛り込み、07年度から施行する。

また、関係事業者等で構成するフォローアップ体制を構築し、当該簡素化手続の運用状況等について検証を行うこととし、当該検証結果については定期的(年1回)に公表するとともに、必要に応じ、上記ガイドラインの見直しを行う。

併せて、07年度以降、本ガイドラインに係る問題事案などをデータベース化し、関係事業者等の情報共有を図る。

### (b) 地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進

ブロードバンド網の全国整備に関しては、IT新改革戦略(06年1月、IT戦略本部決定)及びu-Japan推進計画2006(06年9月)を踏まえ、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することとしており、当該目標を達成するため、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月)に基づき、関係者(事業者、国、都道府県、市町村等)で構成する全国レベル及び地域レベルの推進体制の構築等を行う。

また、地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、上記の推進体制等を通じ、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」(02年7月)を周知徹底するとともに、当該光ファイバ網の開放状況を改めて検証し、07年夏頃を目途として、今後開放を予定する芯線に係る情報提供を行う等、地方公共団体等が整備・保有する光ファイバ網の一層の開放を図る。

### (c) アクセス網の多様化の推進

5GHz帯の高速無線LANシステムや2.5GHz帯を用いた広帯域移動無線システムの導入等、新しい無線アクセス技術の積極的な導入を図る。また、CATV等の固定系ブロードバンドサービスについても、必要に応じ、所要の環境整備を図る。

## (2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(a) 競争セーフガード制度の整備

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を06年度中に策定する。

当該セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。

(b) 共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備

NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営について、ドミナント規制の適切な運用を図る観点から、まずは詳細な実態を把握し、速やかに競争ルールの整備など所要の措置を講じる。

(c) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し

IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえ、ドミナント規制の適正な運用を図る観点から、指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う。当該検討は、ネットワークの中立性の在り方に関する検討(下記(7)を参照)と併せて行う。

具体的には、競争評価の結果等を踏まえて市場画定を行い、各市場ごとに市場支配力を認定する仕組みを基本として、07年度中を目途に可能な限り具体的な制度設計を行い、その後速やかに所要の制度整備を実施することとし、2010年度までに運用を開始する。

(d) NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の検討

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供については、当事者であるNTT東西及びNTTドコモの申請を踏まえ、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。

なお、政策の予見可能性を高める観点から、当該案件に係る公正競争要件

の確保に係る基本的考え方を整理し、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(01年12月)の見直しを07年夏までに行う。

(e) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備

NTT東西が次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを07年度下期に開始するとしていることを踏まえ、競争事業者が当該次世代ネットワークを用いて遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場を設け、本格商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ、検討を行う。

なお、当該検討において結論が得られたものについては、随時、情報通信審議会の審議を経て、速やかに所要の制度整備を行う。

また、指定電気通信設備として指定されているNTT東西の地域IP網について、次世代ネットワークの構築状況などを注視しつつ、当該指定の妥当性について併せて検討を行う。

(f) 会計制度(接続会計及び役務別会計)の見直し

ネットワーク構造や市場構造が変化する中、こうした環境変化に対応した会計制度の見直しを行うことが必要である。このため、電気通信事業における会計制度(接続会計及び役務別会計)の在り方について検討の場を設け、07年夏を目途に結論を出し、所要の制度整備を行う。

(g) その他接続ルールに関連する事項

上記の他、接続ルールに関する具体的な改善措置を講じる観点から、コロケーションルールの見直し、屋内配線工事に関するルール整備、回線名義人情報に関する取扱いの見直し等を行う。

その際、関係事業者からルール見直しに関する具体的な提案募集を先ず実施し、当該提案に合理性があると認められるものについて所要の制度整備を図る。

上記の制度整備については、情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置する。

(3) NTT東西の接続料の算定方法の見直し

(a) 固定電話の接続料の算定方法の見直し

固定電話の接続料に係る今後の算定方法(現行ルールは05~07年度の3年間適用)については、長期増分費用モデル研究会における検討結果を踏ま

え、情報通信審議会の審議を経て、07年中に結論を得る。

その際、08～09年度の接続料算定の在り方について具体的な結論を得るとともに、2010年度以降の接続料算定の在り方に係る基本的な方向性についても検討を行い、一定の結論を得る。

(b) 光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し

光ファイバに係る接続料の算定方法については、現在、7年間(01～07年度)を算定期間とする将来原価方式により算定されている。

当該算定方法の見直しについては、基本的にNTT東西の申請を待って具体的な検討を行う。その際、算定方式の在り方、稼働芯線数の検証、設備投資コストに係る先行投資分コストの精査、光ファイバの耐用年数の検証、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応など多角的な観点から検討を行うこととし、情報通信審議会の審議を経て、速やかに結論を得る。

(c) 次世代ネットワークに係る接続料の算定方法

次世代ネットワークに係る接続料の算定方法については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場(上記(2)(e)を参照)において、併せて検討を行う。

(d) その他

スタックテストの運用ルールの整備、事後精算制度の見直し等について、情報通信審議会の審議を経て、07年夏までに措置する。

(4) 移動通信市場における競争促進

(a) MVNO事業化ガイドラインの見直し

MVNO(Mobile Virtual Network Operator)の新規参入の促進を通じて移動通信市場の更なる活性化を図る観点から、06年中を目途に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(いわゆる「MVNO事業化ガイドライン」)(02年6月)を改正し、MNO(Mobile Network Operator)側の技術仕様及び取引条件やMVNE(Mobile Virtual Network Enabler)の位置付けの明確化等を行う。

(b) 端末認証制度の見直し等

オープン性を確保したユビキタスネットワークを早期に実現し、世界に先駆けた製品開発や標準化を通じ、我が国のIT産業全体の国際競争力の向上を図

る観点から、IP化に対応した端末の基本機能や認証制度の在り方等について、06年中に検討の場を設け、07年中に結論を得る。

(c) 移動通信市場におけるビジネスモデルの検証

移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から、各レイヤーを含む移動通信市場の将来像やビジネスモデルの多様化の方向性について多角的な観点から検証するとともに、販売奨励金やSIMロックの在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方、ユーザーIDの取扱い等についても併せて検討を行う場を設け、07年夏を目途に結論を得る。

(5) 料金政策の見直し

多様なビジネスモデルが登場し、料金体系が多様化する中、現行のプライスキャップ制度の在り方について見直しを行うこととし、ユニバーサルサービス制度の見直し(下記(6)を参照)の中で併せて検討する。

なお、プライスキャップ制度については基準料金指数(現行指数は06年10月から3年間適用)の見直しが09年度に予定されていることを踏まえつつ検討を行う。

また、新しい料金体系が多数登場してきている中、利用者利益の保護を図る観点から、料金設定に係る不適正事案について情報収集を行い、適宜、当該事案を基にガイドラインを策定する他、利用者保護法制の拡充、標準的料金バスケットの開発等について、適宜検討を行う。

(6) ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、その見直しを図る必要がある。

このため、当該制度の見直しに向けて想定される複数の選択肢について検討(フィージビリティスタディ)を行う場を設け、07年中に検討結果を公表する。

なお、当該制度の見直しに向けた本格検討については、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針を念頭に置きつつ、上記の検討結果や制度運用の実態等を踏まえ、09年に情報通信審議会の審議を経て、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

#### (7) ネットワークの中立性の在り方に関する検討

IP化が進展する中、ネットワークの利用の公平性(通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性)やネットワークのコスト負担の公平性(通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性)といった、いわゆるネットワークの中立性の在り方について検討を行う。

このため、ネットワークの中立性原則を軸として、IP網への本格的な移行を想定した競争政策上の検討課題を抽出・整理する観点から、関係各方面の参画を得て検討する場を設け、07年夏を目途に第一次の取りまとめを行う。

これを踏まえ、引き続き検討を継続し、08年夏を目途に検討結果を取りまとめる。

#### (8) 紛争処理機能の強化

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

具体的には、意見申出制度(電気通信事業法第172条)について、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することとし、06年度中を目途に当該仕組みに関するガイドラインを策定する。

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにする他、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

#### (9) 市場退出ルールの見直し

電気通信事業の休廃止について、当該事業者の経営判断のみならず、接続事業者の対応に依存する部分があることを踏まえ、市場退出に関するセーフガード措置(例えば預託金制度)について一定のルールを確立するため、06年度中を目途にガイドラインを策定する。

#### (10) その他

IP化が進展する中、競争ルールの一層の透明性の確保を図る他、電気通信番号の在り方についても情報通信審議会等の場において継続的に見直しを図る。

また、国際的に生じる新たな課題について、必要に応じて行政も積極的に関与するとともに、競争ルールの国際的整合性を確保する観点から、OECD、ITU、APEC等のマルチ(多国間)の政策協議はもとより、バイ(二国間)の政策協議を通じ、積極的に政策動向についての情報発信を行い、各国政策当局間のコンセンサスの醸成等を図る。

### 3. 本プログラムのフォローアップ

本プログラムについては、透明性を確保する観点から、毎年7月を目途に進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表する。

また、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、必要に応じ、意見招請手続など透明な手続を確保しつつ、プログラムの見直し(リボルビング)を実施する。

なお、本プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の時点で通信法制全般について総合的な検証を実施するものとする。

#### (参 考)

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月20日)において、通信関連については、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る」とともに、「NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」こととされた。また、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」こととされた。

これを受け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(06年7月7日閣議決定)において、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」旨決定された。